

## 佐久市太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金 手続きQ & A

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| ● <u>補助について</u> .....          | 2 |
| ● <u>書類の提出の期間・方法について</u> ..... | 4 |
| ● <u>申請書について</u> .....         | 4 |
| ● <u>変更承認申請について</u> .....      | 5 |
| ● <u>実績報告書について</u> .....       | 5 |
| ● <u>請求書について</u> .....         | 6 |
| ● <u>その他</u> .....             | 6 |

●補助対象について

Q 新築と既築の判断はどうすればいいですか？

A 建物が完成してから申請時点の間が1年以上経過している場合は「既築」、  
建物が完成してから申請時点の間が1年未満の場合、又はこれから建設される建物は「新築」となります。

Q 蓄電システムのみを設置したいと考えています。太陽光発電設備と連結するわけではありませんが、補助の対象となりますか？

A なりません。  
既存の太陽光発電設備と連結し発電した電力を蓄電するものが対象です。

Q すでに太陽光発電設備を建物に設置してしまったのですが、補助の対象となりますか？

A なりません。  
必ず太陽光発電設備設置工事の着工前に申請してください。  
なお、新築の場合で、建物を建設する工事につきましては、着工していただいてもかまいません。

Q 自分の所有する土地へ、野立てで設置したいのですが、補助対象になりますか？

A なりません。建物の屋根又は壁面への設置が補助対象となります。

Q 自分の所有する倉庫の屋根に15kW設置し、全量売電をしたいと考えていますが、補助の対象となるのでしょうか？

A 平成28年度から全量売電は補助対象外としています。

Q 自宅とは別の自ら営む店舗に設置したいのですが、補助対象になるのでしょうか？

A 市内に有する自己所有の建物又は他人所有の建物に事業所、事務所を置くものが補助対象になります。自己所有の建物の場合は所有を証明する書類を申請書に添付してください。他人所有の建物に設置する場合はあらかじめ建物の所有者の承諾を得る必要があります。建物の所有者の承諾書及び当該建物の登記簿謄本等の所有者を証明する書類を申請書に添付してください。

Q 自分では住んでいないものの、自分で所有している市内のアパートへ設置したいのですが、補助対象になりますか？

A 自己の所有する建物への設置になりますので、補助対象になります。建物の所有を証明する書類を申請書に添付してください。

Q 別荘への設置は対象になるのでしょうか？

A 自己の所有する市内に有する建物であれば補助対象になります。建物の所有を証明する書類を申請書に添付してください。

Q 出力70kWの太陽光発電設備を設置する予定ですが、補助対象となるのでしょうか？

A 自己の所有する建物、または賃貸借している建物であって住所、もしくは事務所や事業所を置く建物の屋根または壁面への設置であれば補助対象となります。

ただし、補助額は、既築は上限額20万円、新築は上限額10万円までとなります。

Q 太陽光発電設備を別の建物に新たに設置、または同じ場所に蓄電システムを増設したいのですが、補助対象になるのでしょうか？

A 補助対象となります。

平成26年度から令和6年度までに、佐久市太陽光エネルギー普及事業補助金の交付を受けた方で、今年度新たに太陽光発電設備を増設する方については、増設分が補助の対象となります。

ただし、前回の補助金額と合わせて100万円を超える部分については、補助対象外となります。

Q 今年度、すでに補助を受けていますが、増設、もしくは別の場所に設置するのに再度申請は可能ですか？

A 【蓄電システム増設分】

前回申請時の補助金額が年度内限度額である10万円未満であれば、申請可能です。ただし、前回の補助金額と合わせて年度内限度額を超える部分については、補助対象外となります。

【太陽光発電設備】

前回申請時の補助金額が年度内限度額未満であれば、申請可能です。

ただし、前回の補助金額と合わせて年度内限度額を超える部分については、補助対象外となります。

| 前回申請分 |   | 今回申請分 |   | 年度内限度額 |
|-------|---|-------|---|--------|
| 既築    | ⇒ | 既築    | ⇒ | 20万円   |
|       | ⇒ | 新築    | ⇒ | 20万円   |
| 新築    | ⇒ | 既築    | ⇒ | 20万円   |
|       | ⇒ | 新築    | ⇒ | 10万円   |

Q すでに太陽光発電設備が屋根についていますが、太陽電池モジュールの付け替えは補助対象となりますか？

A 太陽光発電設備の一部のみの付け替えは、補助対象になりません。なお、既存の太陽光発電設備の設置時に、この補助金の交付を受けている方は、同じ場所のすべての太陽光発電設備の更新（全取替）であったとしても補助対象となりません。

●書類提出の期間・方法について

Q 各書類提出の期間はありますか？

A 申請書は着工前に、変更承認は変更工事着手前に、中止・廃止承認申請は速やかに、実績報告書は設置後速やかに提出してください。  
実績報告書の提出期限は申請年度末までとなります。  
申請年度末までに提出いただけないと補助金の交付はできません。

Q 各書類の提出は郵送でも可能ですか？

A 郵送でも受け付けています。  
ただし、郵送の場合には、配達記録の利用や電話にて書類の到着をご確認いただくなど、書類が確実に届くようにしてください。  
また、書類記載内容に誤りがある場合には受付できないこともありますので、ご注意ください。  
その場合には、ご連絡いたします。  
なお、訂正が必要な場合でも書類の返送は致しません。

Q 書類に間違って記入してしまったのですが。

A 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。  
修正液や修正テープは使用しないでください。  
なお、請求書の金額部分は訂正出来ませんので、新しい紙に書き直してください。

Q 書類の提出先はどこですか？

A 下記に提出してください。

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| 〒385-8501 佐久市中込3056<br>佐久市役所 環境政策課 宛 （窓口は本庁舎3階です。） |
|----------------------------------------------------|

Q 電子申請のやり方を教えてください。

A 佐久市ホームページに掲載しているURLから「ながの電子申請」にて申請してください。記入事項や添付書類等は紙ベースで提出する場合と同じで、内容等に誤りがあればメールにてご連絡いたします。

●申請書について

Q 見積書・領収内訳書に記入すべき事項は何ですか？

A モジュール、パワコン、蓄電システム等の数量・型番、総事業費（消費税込み）が必要です。

Q 申請書に添付すべき写真とは何ですか？

A 建物外観と太陽光発電設備設置前の屋根の写真を、申請直前に撮影し、添

付してください。蓄電システムも設置する場合は、その設置予定箇所も撮影してください。

建設予定で申請時に建物がない場合は、建設予定地の写真を添付してください。

実績報告書を提出する際に、同じアングルで撮られた写真が必要となりますので、工事終了後でも撮影可能な場所から撮影してください。

蓄電システムのみを申請する場合は、すでに太陽光発電設備があることを確認できる屋根面等の写真も添付してください。

Q 申請書に添付する、設置予定箇所の位置図とは何ですか？

A 太陽光発電設備を設置する場所（所在地）が分かる地図（具体的な住宅等の並び（何軒目等）が分かるもの）になります。  
屋根図や建物の見取図ではありません。

Q 申請時の添付書類の中の「市長が必要と認める書類」とは何ですか？

A 申請者により異なりますので、別紙の提出書類一覧で確認してください。

Q 市の補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？

A 申請内容等を審査し、その結果交付の対象となる方には概ね20日程度で交付決定となりますので、お早めの申請をお願いします。  
着工は、交付決定を受けてから行ってください。

#### ●変更承認申請について

Q 変更承認申請に添付すべき書類はありますか？

A 変更する予定の内容がわかるもの（例：変更前と変更後の見積書、新しい設置機器がわかるカタログ等）が必要です。

Q 変更承認申請をした後、実績報告書等に記載する番号等に変更はありますか？

A 補助金額に変更がない場合  
…変更はありません。当初の交付決定通知にある番号・金額・日付を記載してください。（変更を承認後、**変更承認**通知書をお送りします。）

補助金額に変更がある場合

…変更があります。変更交付決定後の番号・金額・日付を記載してください。  
（変更を承認後、**変更交付決定**通知書をお送りします。）

#### ●実績報告書について

Q 実績報告書に添付すべき写真とは何ですか？

A 建物外観、太陽光モジュール・パワコン外観・パワコンの型番・蓄電システムの外観・蓄電システムの型番・スマートメーターの7点となります。

建物外観の写真は、交付申請書で提出したものと同一アングルで撮ったものを最低1枚は含めてください。

モジュールの枚数やパワコンの型番等が不鮮明で確認できないものや、確認の必要な箇所が見切れた写真については撮り直していただく場合があります。

Q 実績報告書に添付する写真の「スマートメーター」とは何ですか？

A 家の外壁等にある電力メーター（電力量計）です。  
モニターではありません。

Q 実績報告書に添付する「竣工検査の試験記録書の写し」とは何ですか？

A 設置工事の完了時に、各施工業者が太陽光発電設備に関する工事竣工検査を実施する書類（書式任意）の写しになります。

Q 領収書が家の新築代金等と一緒にあるのですが？

A 太陽光発電設備以外のものが領収書の金額に含まれている場合には、但し書きの部分に、「但し、太陽光発電設備として〇〇円」等の記載をして下さい。

#### ●請求書について

Q 請求書を提出するタイミングはいつですか？

A 「実績報告書」を提出されますと、市より「補助金等確定通知書」を送付いたします。

請求書は、この「補助金等確定通知書」を受けてから提出してください。

Q 請求書中の日付、記号等は何を記入すればよいのでしょうか？

A 実績報告書提出後にお送りする「補助金等確定通知書」の右上にある日付や記号等を記入してください。

※「交付決定通知」の日付・記号を記載しないよう、ご注意ください。

Q 振込先に申請者以外の名義を指定したいのですが？

A 原則、申請者本人の口座を振込先に指定してください。

Q 請求書を提出してから口座に入金されるまでにどの程度かかりますか？

A 市の請求書受付日から1か月程度かかります。

#### ●その他

Q 交付決定通知書(確定通知書)を紛失してしまったのですが？

A 交付決定通知書、確定通知書は確定申告等で必要になる場合があります。  
再発行はできませんので、お手元にて大切に保管をお願いします。